

県営建設（建築）工事の設計業務等積算基準の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>県営建設（建築）工事の設計業務等積算基準</p> <p><b>1. 目的</b> この基準は、岩手県の建築物及びその附帯施設（以下「県の施設」という。）に係る<u>設計等の業務</u>（建築物の設計、工事監理、耐震診断、<u>建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督</u>の業務をいう。以下同じ。）<u>等</u>を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、<u>平成 31 年国土交通省告示第 98 号</u>及び平成 27 年国土交通省告示第 670 号の考え方に基づく国土交通省大臣官房官庁営繕部の官庁施設の設計業務等積算基準（平成 21 年 4 月 1 日付け国営整第 1 号）を参考として必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p><b>2. 適用範囲</b> この基準は、県の施設について岩手県県土整備部が行う<u>設計、工事監理又は耐震診断に関する業務（以下「設計業務等」という。）</u>に適用する。</p> <p><b>3. 設計業務等委託料</b></p> <p><b>3. 1 設計業務等委託料の構成</b> [略]</p> <p><b>3. 2 設計業務等委託料を構成する費用の内容</b> (1)～(3) [略] (4) 特別経費 特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。 (5) 消費税等相当額 [略]</p> <p><b>3. 3 設計業務等委託料の積算</b> [略]</p> <p><b>3. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定</b> (1)～(4) [略] (5) 消費税等相当額 消費税等相当額は、次式により算定する。 (消費税等相当額) = (業務価格) × (消費税等率)</p>	<p>県営建設（建築）工事の設計業務等積算基準</p> <p><b>1. 目的</b> この基準は、岩手県の建築物及びその附帯施設（以下「県の施設」という。）に係る<u>設計業務等</u>（建築物の設計、工事監理、耐震診断<u>等</u>の業務をいう。以下同じ。）を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、<u>令和 6 年国土交通省告示第 8 号</u>及び平成 27 年国土交通省告示第 670 号の考え方に基づく国土交通省大臣官房官庁営繕部の官庁施設の設計業務等積算基準（平成 21 年 4 月 1 日付け国営整第 1 号）を参考として必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p><b>2. 適用範囲</b> この基準は、県の施設について岩手県県土整備部が行う設計業務等に適用する。</p> <p><b>3. 設計業務等委託料</b></p> <p><b>3. 1 設計業務等委託料の構成</b> [略]</p> <p><b>3. 2 設計業務等委託料を構成する費用の内容</b> (1)～(3) [略] (4) 特別経費 特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査<u>等</u>を第三者に委託する場合における当該検査<u>等</u>に係る費用の合計とする。 (5) 消費税等相当額 [略]</p> <p><b>3. 3 設計業務等委託料の積算</b> [略]</p> <p><b>3. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定</b> (1)～(4) [略] (5) 消費税等相当額 消費税等相当額は、次式により算定する。 (消費税等相当額) = (業務価格) <sup>※</sup> × (消費税等率) <u>※業務価格のうち、課税対象分とする。</u></p>
備考	改正部分は、下線の部分である

附則（令和 6 年 3 月 18 日建技第 844 号）  
この基準は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。